

平成 29 年
第 4 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 29 年 4 月 28 日(金) 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市颯娃文化会館

3. 出席委員(33 人)

会長 1 番 堀之内 和矢

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 宮原 俊郎 4 番 山脇 茂孝 5 番 中禮 隆一 6 番 東 鈴子

7 番 君野 潤二 8 番 武田 正喜 10 番 松村 孝徳

11 番 奥菌 克年 12 番 外菌 順子 13 番 松久保 英生 14 番 松永 正美

15 番 寶代 行廣 16 番 田中 泉 17 番 吉崎 重廣 18 番 下之門 信洋

19 番 梶山 俊孝 20 番 下永田 チサト 21 番 栗ヶ窪 和治

22 番 栢木 いさ子 23 番 東垂水 勝秀 24 番 仁田尾 三男

25 番 西牟田 實盛 26 番 武田 豊子 28 番 深町 幸子 29 番 吉崎 久男

30 番 小原 光則 31 番 有菌 正伸 32 番 大隣 講平

33 番 吉留 丘 34 番 有村 真知子 35 番 上野 茂

4. 欠席委員(2 人)

9 番 永山 明美 27 番 宮原 耕一

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 28 号 農地所有適格法人の承認について

○ 日程第 6 議案第 29 号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定について

○ 日程第 7 議案第 30 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

- 日程第 8 議案第 31 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 9 議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 33 号 下限面積（別段の面積）の設定について
- 日程第 11 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己 農政係長 加治佐 和彦 係員 松元 久美
農地係長 上野 誠 係員 川畑 和成 係員 橋村 将平

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
「一同 礼」
ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。9 番 永山 委員・27 番 宮原 耕一から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 33 名で、会議の定足数に達しております。
これより平成 29 年第 4 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 92 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、35番 上野 委員、2番 今市 委員を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日4月28日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。3ページからになります。今回、農用地利用集積計画による通知事案ですが、12件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は指宿市山川の〇〇〇〇さんほかの申し入れです。解約の主導は、貸し人主導によるもの11件、借り人主導1件で、解約の理由は、耕作者変更によるものが9件、所有権移転によるものが3件となっておりますが、詳細は4ページから6ページをご覧ください。地目ごとの内訳は、田が4筆2,659㎡、畑が22筆32,970㎡、合計26筆35,629㎡の合意解約となります。地域別では、潁娃地域3件、知覧地域2件、川辺地域7件となっております。以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案で
ございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題と
します。事務局に説明を求めます。

農政係長 農業経営改善計画認定者の報告についてご説明申し上げます。資料は、8
ページからになります。今回新規認定されたのは1件です。再認定
が5件、内容変更が2件あります。それでは新規認定1件分について説明申
し上げます。今回認定されたのは、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これま
で主に〇〇地域で茶と甘藷の複合経営を行ってきましたが、さらに規模の拡
大により雇用を増やすことで活性化を図り、品質向上と経営の安定を目指し
ていきたいと考えています。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地のあっせんや
経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金の活用を希望
しておられます。

尚、再認定・内容変更等については、お目通しください。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

梶山委員 〇〇〇〇の内容変更とはどのようなことでしょうか。

事務局長 農政課からは、詳細なデータを頂いていないのですが、〇〇〇〇の代表
が現在の〇〇〇〇氏から〇〇〇〇氏に変更されての再認定ではないかと思
いますが再度確認し次回の委員会で報告いたします。

梶山委員 次に土地の所有関係が出ていましたので、〇〇〇〇さんが農業をやめる
のかどうかと考えたところです。

事務局長 〇〇〇〇自体は代表が変わって残るものと認識をしているところでご
ざいますので〇〇〇〇の土地の一部を〇〇〇〇が借り受けて開始するという
事だろうと思いますが。再度調査を行い次回報告いたします。

議 長 よろしいでしょうか、他にありませんか。

田中委員 この資料は農政課が作成していると思いますが元は本人が記載して申請されるものだと思います、年間農業所得のところで、たとえば農業所得 8000 万円とか 30 h a 以上で 550 万円とかあるようですが、農業所得の考え方を農政課は理解せず本人の記載のままで有るのではないのでしょうか。農業委員会から再度チェックするよう指導をお願いできませんか。

事務局長 そのような意見があったことを伝えます。

議 長 他に質問ご意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第 5 議案第 28 号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、畜産に関する事業・農産物の生産・加工・販売に関する事業等で会社設立は昭和 50 年 12 月、構成員は 3 人となっています。資本金の額は 2,400 万円で、今回農地の利用権設定をすることで 7,608 m²の経営面積になります。農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の 4 つの要件を全て満たさなければなりません。「法人形態要件」については、株式会社です。「構成員要件」については出資者 3 人で、常時従事する農業関係者が総議決権の 2 分の 1 を超えております。「事業要件」については、畜産に関する事業・農産物の生産・加工・販売等主が主な事業となっております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業に従事し、役員全員が農作業に従事いたします。以上、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。以上です。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

田中委員 3人のうち2名は出資金が1,000円ですが問題ないですか。

事務局長 問題ありません。

東 委員 15ページの事業内容の動物の診療施設経営とはどのようなものですか。

事務局長 そこまで確認できていませんので確認し次回報告いたします。

議 長 他にありませんか。ただ今の質問については、後日回答を頂くとして、議案の本質に影響ないと思われますので採決してよろしいでしょうか。

委 員 「異議なし」

議 長 それでは、採決いたします。
議案第28号に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第28号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に日程第6 議案第29号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。潁娃地区の調査員の報告をお願いします。

上野委員 4月18日、山脇茂孝委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこないましたので、報告いたします。番号1番です。申請人は、潁娃町○○の○○○○さんです。申請地は、潁娃町○○ほか1筆、畑の合計1,060㎡です。申請目的は、営んでいる自動車修理工場の隣接地である申請地に廃車置場として利用するものです。申請地は、農用地区域にあるため、今回農用地区域からの除外申請をするものですが、昭和60年4月頃から廃車置場として使用しており、始末書が添付されています。現地の場所は、潁娃庁舎から○○に○○で○○kmの○○に位置します。詳細は、議案資料の22ページ・

23 頁をみてください。申請地は、農用地区域内にありますが、外周部に位置しており、ほかの農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地についても検討しており、適当な土地が見つからなかったとのことでした。以上、農用地区域内からの除外については、やむをえないものと判断しました。

次に、番号2番です。申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇、畑の1,471 m²です。申請目的は、太陽光発電に適した申請地に、太陽光発電施設を設置するものです。申請地は、農用地区域にあるため、今回農用地区域からの除外申請をするものです。現地場所は、潁娃庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の24 頁・25 頁をみてください。申請地は、農用地区域内にありますが、外周部に位置しており、ほかの農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地についても検討しており、適当な土地が見つからなかったとのことでした。以上、農用地区域内からの除外については、やむをえないものと判断しました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。番号1番と2番ともに、変更内容については、現地調査員の説明のありましたとおりでございます。農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。1番及び2番ともに、代替地については、適当な場所がなかったとのことであります。周辺農地の集団化・作業効率への影響については、1番及び2番ともに、他の農地には耕作道路が確保されているため支障はないものと判断されます。用排水路等への影響につきましても、1番及び2番ともに雨水等は道路側溝に放流します。土地改良事業については、1番は、南薩土地改良区からやむを得ない旨の意見書が農政課へ提出されるとのことです。2番は、土地改良事業については、実施されておられません。このことから、1番及び2番については、農用地区域からの除外はやむを得ないものと判断されるところです。以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 29 号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 7 議案第 30 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。27 頁からになります。今回の申請は、所有権移転 22 件であります。所有権移転について、譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他の申請であります。内訳は、田が 8 筆で 4,975 m²、畑が 38 筆で 46,020 m²、合計 46 筆 50,995 m² になっています。理由は、2 番は知人、9 番は叔母のからの受贈、14 番、21 番は営農開始するもの、その他は規模拡大によるものとなっております。土地の取引価格につきましては、10a あたり、田が 92,000 円から 1,010,000 円で、畑が 61,000 円から 4,819,000 円で売買される予定です。地域別では、潁娃 6 件、知覧 7 件、川辺 9 件でございます。法第 3 条第 2 項各号の判断については、33 頁から 43 頁の調査書のとおりでございます。併せまして 1 番、14 番、17 番、21 番は参考に営農計画書を添付してありますのでご確認ください。以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。

吉崎久委員 畑の4,819,000円の畑はどこの畑ですか。

農地係長 知覧です。

議 長 他に質問意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第30号の案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第30号の案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第8議案第31号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。

まず、所有権移転の知覧地区分4件の報告をお願いします。

松村委員 4月18日、松久保英生委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこないましたので、報告いたします。49㍿、所有権移転の審議番号1番です。譲受人が、鹿児島市下福元町の〇〇〇〇さん、譲渡人が、兵庫県尼崎市の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇ほか2筆、畑の合計1,497.28㎡です。申請人は、独立してリフォーム業を開業するため、申請地を購入して既存の住宅等を事務所兼住宅として使用し、新たに倉庫及び大型車進入路の拡張のため県道入口の農地の一部を通路として整備するものです。なお、申請地の既存の住宅等は、譲渡人の父親が、手続きなしに昭和60年4月から使用されているものであり、始末書が添付されています。現地場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の51㍿・52㍿の地図をご覧ください。申請地の西側の一部と南側は畑に、ほかは宅地と現状通路として利用している山林に接しており、通路となる農

地の一部は、南側を元の農地に、ほかは道路に接しています。現状のまま利用するので、土砂流出等の恐れはなく、雨水は水路へ放流し、生活雑排水は、浄化槽で処理し放流します。日照・通風等については、建築高を5m程度とするので影響を及ぼす恐れはなく、このことから、一般住宅等への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号2番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の1,012㎡です。申請人は、板金業を営んでいるが申請地を譲り受けて、一般住宅及び倉庫、廃材仮置場を整備しようとするものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の53頁・54頁の地図をご覧ください。申請地の北側と東側は畑に、他は道路と宅地に接しています。現状のままの利用で擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝に、生活雑排水は浄化槽で処理し放流します。日照通風等については、施設高を5m程度とするので影響を及ぼす恐れはなく、このことから、一般住宅等への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

松久保委員 次に、審議番号3番です。譲受人が、福岡県福岡市博多区の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんほか3名です。申請農地は、知覧町〇〇、畑の604㎡です。申請人は掃除用品等のレンタル業を営んでいるが、申請地を譲り受けて隣接する雑種地と宅地を一体利用して、事務所兼倉庫及び駐車場を整備しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇の近くに位置します。詳細は、議案資料の55頁・56頁の地図をご覧ください。申請地の西側と南側は畑に、ほかは一体利用する雑種地に接しています。最高1.2mの盛り土を行うが、土留め工事をするので土砂流出等の恐れはなく、雨水排水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し放流します。日照・通風等については、2mの緩衝地を設けるので、影響を及ぼす恐れはなく、このことから、事務所兼倉庫等への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号4番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の486㎡です。申請人はお寺を営んでいるが、現在駐車場が不足しているので、申請地を譲り受けて、隣接する宅地3筆と一体利用して、駐車場を整備しようとするものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の57頁・58頁の地図をご覧ください。申請地の東側は山林に、ほかは宅地に接しています。現状のまま利用するので

土砂流出等の恐れはなく、日照・通風等については、隣接する農地はないので、特に問題はありません。このことから、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議長 次に、川辺地区分1件について報告をお願いします。

中禮委員 4月18日、君野潤二委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をおこないましたので、報告いたします。50㍿、所有権移転の審議番号5番です。譲受人が、鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇、田の457㎡です。申請人は、現在借家住まいで、手狭になったため、申請地を購入して一般住宅を建設するものです。現地場所は、川辺庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の59㍿・60㍿の地図をご覧ください。申請地の西側は道路に、他は農地に接している。最高0.5mの切り土を行うが、境界にはブロック積みをするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝に、汚水・生活雑排水も浄化槽で処理し道路側溝へ放流します。日照・通風等については、2.5mの緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはなく、このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 次に、地上権設定の潁娃地区分1件について報告をお願いします。

山脇委員 61㍿、地上権設定の審議番号1番です。借人が、東京都千代田区の〇〇〇〇〇さん、貸人が、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、潁娃町〇〇ほか35筆で、畑が1筆4,860㎡と牧場34筆90,085㎡です。申請地を借り受けて、日照条件がよく太陽光発電に適した場所で売電事業により事業拡大を図るものです。現地場所は、潁娃庁舎から〇〇に〇〇で〇〇kmの〇〇です。詳細は、議案資料の62㍿から64㍿の地図をご覧ください。申請地の東側一部は畑に、ほかは山林に接しています。最高7mの盛り土、5mの切り土を行うが、周囲は土留め、法面保護を行い、防護柵を設置するので土砂等が流出する恐れはなく、また雨水は、敷地内に排水溝を設け3ヶ所の調整池を設置し、近くの水路から河川へ放流します。日照通風等については、施設高が低いので、特に問題はないと判断しました。このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 次に、川辺地区分1件について報告をお願いします。

中禮委員 61 ㊦、地上権設定の審議番号2番です。借人が、大阪府大阪市吹田市の〇〇〇〇さん、貸人が、大阪府大阪市城東区の〇〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇ほか2筆、畑の合計3,141 m²です。申請人は、日照条件がよく、太陽光発電に適した申請地を借り受けて、発電施設を設置するものです。現地の場所は、川辺庁舎から〇〇に〇〇で〇〇k mの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の65 ㊦から67 ㊦の地図をご覧ください。申請地は2ヶ所で、1つ目の申請地は、北側と南側は道路に、東側と西側は畑に接しています。2つ目の申請地の北側は道路に、ほかは畑に接しています。現状のままで利用し、境界には防護柵を設置するため土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝に放流します。日照・通風等については施設高が1.8m程度であり、特に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願います。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 所有権移転の審議番号1番から5番と、地上権設定の審議番号1番から2番を補足説明いたします。まず、所有権移転の審議番号1番です。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続いて、一般基準の資力及び信用は、既存の住宅等は、昭和60年4月頃から利用しており、始末書が提出されているところです。新規の倉庫等については、自己資金及び資金援助でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、住宅兼事務所及び倉庫、通路への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号2番です。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転

用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、一般住宅及び倉庫等への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号3番です。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、事務所兼倉庫等への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号4番です。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、駐車場への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号5番です。立地基準ですが、申請地は、都市計画法で第一種住居地域として用途区域が定められていることから、第3種農地の都市計画用途区域内農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しました

ところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、61 ㊦の地上権設定の審議番号 1 番です。立地基準ですが、申請地は、10ha 以上の一団の農地の区域内にあることから「第 1 種農地」と判断されるが、隣接する宅地、山林、雑種地、原野と一体で太陽光発電施設を設置するもので、不許可の例外である「隣接地一体事業」に該当すると判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、農用地の除外申請は許可見込であり、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書と九州電力からの工事費負担金請求書が、添付されており、排水計画については、水路・河川管理者との協議とのことです。許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、太陽光発電施設への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号 2 番について、立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書と九州電力からの工事費負担金請求書が、添付されております。許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、太陽光発電施設への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について

審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

吉崎久委員 62 頁からの地図これで宜しいのですか。

農地係長 逆です、訂正をお願いします。

梶山委員 地上権設定と賃借権設定では、特に何か違うのですか。

農地係長 賃借権設定だけであると、地主に何かあったり売ったりしたときに、新しい地主がそこをどけてくださいと言え、どけざる負えないが、地上権を設定すると登記簿に記載されるので、権利が残ります。また、資金の融資の条件にもなっています。

梶山委員 地上権が設定されても何かあった時にはしっかり業者が責任を持つことに変わりはないわけですね。

議長 他に質問意見はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 31 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに意見聴取決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議
ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 31 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 ここで暫く休憩いたします。 15 : 05

議長 再開いたします。 15 : 20

議長 次に、日程第9 議案第32号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。69 号からになります。「所有権移転」についてですが、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、他3件であります。理由はすべて規模拡大によるもので、地目の内訳は田が2筆で3,995㎡、畑が2筆で1,204㎡であります。申請農地の取引価格については、10aあたり300,000円から500,000円で売買される予定です。地域別では、知覧2件、川辺2件となっています。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。71 号から84 号です。利用権を設定する者は、瀬谷町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、瀬谷町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか81件になります。設定面積は、田が37筆で33,624㎡、畑が100筆で137,222㎡、合計137筆の170,846㎡になります。地域別では、瀬谷が16件、知覧が18件、川辺が48件、合計82件となっております。

次に、「使用貸借利用権」の設定であります。85 号から87 号になります。利用権を設定する者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、ほか7件であります。設定面積は、田が4筆2,332㎡、畑が17筆の27,841㎡、合計21筆30,173㎡であります。地域別では、知覧1件、川辺7件、合計8件であります。以上でございますが、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号17番から24番については宮原俊郎 委員が、49番については今市委員が議事参与の制限に該当しますので、まず、該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

- 議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
- 議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号 17 から 24 番・49 番を除く案件 73 件と賃貸借利用権の転貸の全案件そして使用貸借利用権の全案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。
- よって議案第 32 号の案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号 17 から 24 番 49 番を除く案件 73 件と賃貸借利用権の転貸の全案件そして使用貸借利用権の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。
- 議 長 引き続き、議案第 32 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。
- 宮原俊郎 委員、今市 委員、にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進めたいところであります。ご異議ございませんか。
- 関係委員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。
- それでは、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、関係委員の退室を求めます。
- (宮原俊郎 委員、今市 委員 退室)
- 議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質疑がございませんので、採決いたします。
- 議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、賃貸借利用権設定の番号 17 から 24 番 49 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案 32 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。宮原俊郎 委員，今市 委員の入室を許可いたします。（宮原俊郎 委員，今市 委員 入室）

議 長 関係委員に報告いたします。議案第 32 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 続きまして、日程第 10 議案第 33 号 下限面積（別段の面積）の設定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 資料は、89 頁からになります。平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、それまで県知事が下限面積を決定していたものが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときはその面積を下限面積として設定できる事になりました。これを受けて、南九州市農業委員会では平成 21 年 11 月に本市の設定区域ごと（旧町ごと）の下限面積を決定したところですが、その内容については、毎年農地の面積や利用状況の変動などに応じて、下限面積を審議しなければならないこととなっています。このような理由から、提案するものでございます。下限面積を別に定める場合は、その設定する地域において定めようとする面積未満の農家が農家総数の 40%を下回らないように設定しなければなりません。内容については資料にありますように、現行どおりで、潁娃地域、知覧地域はそれぞれ 50 a，川辺地域は 30 a として提案いたします。理由としましては、2015 農林業センサスで、潁娃地域の農家は 50 a 以上の農地を耕作している農家が 68%，旧知覧町地域の農家は 63%であり、農家数の 6 割を越えていることから、下限面積を低くする必要がないためです。また、川辺地域はその割合が 32%で 3 割程度しかないため、その 40%を下回らない 30 a で提案するものです。以上でございますが、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 これより審議をお願いします。只今事務局から報告のありました件について質問、ご意見はありませんか。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 33 号 下限面積（別段の面積）の設定について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 33 号 下限面積（別段の面積）の設定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 ここで追加議案がありましたのでまず、追加日程第 1 議案第 34 号 南九州市遊休農地等活用条件整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局長 今回改正するには南九州市遊休農地等活用条件整備事業補助金交付要綱の一部今まで事業費上限 10 万円に対し自分で解消した場合事業費の 1/3 業者に委託した場合 1/2 であったものを、多くの農家に利用してもらうため全て 1/3 に統一するものです。（以後事業内容、文言等の修正箇所説明）

議 長 質問ご意見はありませんか。

今市委員 どの程度までの遊休農地が対象になりますか。

事務局長 皆さんに利用状況調査をして頂いた A 判定の農地が中心でそれに隣接する B 判定に近い農地までになると思います。

議 長 他に質問、ご意見はありませんか。

田中委員 認定農業者以外も追加されたことは非常にありがたいことです。

議 長 質問、ご意見がございませんので採決いたします。議案第 34 号 南九州市遊休農地等活用条件整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号 南九州市遊休農地等活用
条件整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定については原
案どおり承認されました。

議 長 次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございま
せんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件
の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成 29 年第 4 回南九州市農業委員会
を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 35 番 _____

会議録署名委員 2 番 _____